

大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の避難路沿道等に存するブロック塀等の撤去等を行う者に対し、予算の範囲内において当該撤去等に要する経費の一部を補助することにより、地震等の災害によるブロック塀等の倒壊被害の防止を図り、もって地震に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難地 大津市地域防災計画に規定する指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所をいう。
- (2) 避難路 大津市既存建築物耐震改修促進計画に規定する避難路のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条に規定する道路、道路法第2条（昭和27年法律第180号）に規定する道路その他の避難地への移動に用いられる道路をいう。
- (3) 避難路等 避難路及び避難地をいう。
- (4) 避難路沿道等 避難路の沿道又は避難地に隣接する敷地をいう。
- (5) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造の塀及びレンガ、石等による組積造の塀（擁壁の用途に供されているものを除く。）をいう。
- (6) 耐震診断 市長が別に定める基準（以下「耐震診断基準」という。）によるブロック塀等を対象とする安全点検をいう。
- (7) 撤去 ブロック塀等の全て又はその一部を取り除くことをいう。
- (8) 改修 ブロック塀等を撤去し、新たに軽量のフェンス等（フェンス、板塀等による塀をいう。以下同じ。）を設置することをいう。
- (9) 撤去等 撤去又は改修をいう。

(補助事業)

第3条 この要綱による大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、ブロック塀等の撤去等を行う工事であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。ただし、補助金の交付の決定を受ける前に請負工事の契約が締結されたものを除く。

- (1) 撤去等に係るブロック塀等が次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 本市の避難路沿道等に存するブロック塀等であること。
 - イ 耐震診断により耐震診断基準に適合しないと判断されたものであること。
 - ウ ブロック塀等の高さが避難路等の境界線からの後退距離に相当する長さを超えるものであること。
 - エ 次の⑦及び⑧に掲げるブロック塀等の種類の区分に応じ、それぞれ当該⑦及び⑧に定める地点からの高さが60センチメートル以上のものであること。
 - ⑦ 避難路の沿道に存するブロック塀等 避難路
 - ⑧ 避難地と隣接する敷地の境界に存するブロック塀等 避難地
 - オ 築造された時点において、建築基準法等の関係法令に規定する基準を満たしていたもの（撤去等を行う時点における建築基準法等の関係法令に規定する基準を満たしていないものに限る。）であること。

カ 自己の所有するものであること。

- (2) ブロック塀等を撤去（その一部を取り除く場合に限る。）する場合にあつては、撤去後のブロック塀等が次のいずれにも該当するものであること。

ア 次の⑦及び⑧に掲げるブロック塀等の種類の区分に応じ、それぞれ当該⑦及び⑧に定める地点からの高さが60センチメートル未満であること。

⑦ 避難路の沿道に存するブロック塀等 避難路

⑧ 避難地と隣接する敷地の境界に存するブロック塀等 避難地

イ 建築基準法等の関係法令に規定する基準を満たしているものであること。

- (3) 改修を行う場合にあつては、軽量なフェンス等を製造した者の定めた方法によりこれを設置するものであること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助事業を行う者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体でないこと。
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けた者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者であること。

（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費とする。ただし、他の制度による補助を受けている場合にあつては、当該補助の対象となる経費を控除するものとする。

2 補助対象経費は、補助事業を行うブロック塀等の総延長（メートル）に80,000円を乗じた額を限度とする。

3 補助金の額は、補助対象経費の3分の2に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、100,000円を限度とする。

（交付申請書）

第6条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 敷地の位置図（縮尺1/2, 500以上で区域を赤色で明示したもの）
- (2) 撤去等に係るブロック塀等の配置図（当該ブロック塀等を赤色で明示したもの）
- (3) 撤去等に係るブロック塀等の高さ及び仕様を示した概要図等
- (4) 現況の全景写真（撤去等に係るブロック塀等の状況がわかるもの）
- (5) 撤去等に係る工事の施工者が発行した見積書又はその写し
- (6) 複数の者が所有するブロック塀等である場合は、所有者全員の同意書
- (7) その他市長が必要と認める書類

（決定通知書）

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第8条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

（補助事業の内容の変更等の承認申請書）

第9条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

（承認通知書等）

第10条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助事業変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）又は大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助事業変更承認棄却（却下）決定通知書（様式第10号）若しくは大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（実績報告書）

第11条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助事業実績報告書（様式第12号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 着工前及び工事完了後の全景写真及び施工中の写真
- (2) 撤去等に係る工事の施工者との間で締結した契約書等の写し
- (3) 撤去等に係る工事の施工者が発行した領収書の写し
- (4) 撤去等したブロック塀等の高さ及び仕様を示した概要図等
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 前項の実績報告書の提出は、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は当該補助事業の交付の決定に係る年度の2月28日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（確定通知書）

第12条 規則第15条の規定による通知は、大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助金確定通知書（様式第13号）により行うものとする。

（交付請求書）

第13条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助金交付請求書（様式第14号）とする。

（取消通知書）

第14条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助金交付取消通知書（様式第15号）により行うものとする。

（返還通知書）

第15条 規則第20条第1項の規定による通知は、大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助金返還通知書（様式第16号）により行うものとする。

(帳簿の備付け)

第16条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業完了後5年間、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、国の防災・安全交付金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助金交付申請書

(宛先)
大津市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	
ブロック塀等の所在地	大津市
全 体 事 業 費	円
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 金 額	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
添 付 書 類	(1) 敷地の位置図（縮尺 1／2，500 以上で区域を赤色で明示したもの） (2) 撤去等に係るブロック塀等の配置図（当該ブロック塀等を赤色で明示したもの） (3) 撤去等に係るブロック塀等の高さ及び仕様を示した概要図等 (4) 現況の全景写真（撤去等に係るブロック塀等の状況がわかるもの） (5) 撤去等に係る工事の施工者が発行した見積書又はその写し (6) 複数の者が所有するブロック塀等である場合は、所有者全員の同意書 (7) その他市長が必要と認める書類

※当該補助金の交付に係る決定がなされるまでの間に、当該補助事業の対象となる工事に係る請負契約を締結した場合は、当該補助金の交付を受けることができなくなるので注意すること。

大 第 号
年 月 日

大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助金交付決定通知書

様

大津市長 

年 月 日付けで申請のあった大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 1 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	
ブ ロ ッ ク 塀 等 の 所 在 地	大津市
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	1 大津市補助金等交付規則、大津市ブロック塀等の撤去等促進事業補助金交付要綱及び関係法令を遵守すること。 2 補助事業の内容や補助対象経費の額等の変更がある場合は、大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助事業変更承認申請書を提出し、承認を受けること。 3 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、大津市ブロック塀等の撤去等促進事業補助事業中止（廃止）承認申請書を提出し、承認を受けること。 4 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告してその指示を受けること。 5 補助事業の実施に係る契約は、申請者の名義で行うこと。 6 当該補助事業の完了の日から起算して 30 日以内又は当該補助事業の交付の決定に係る年度の 2 月 28 日のいずれか早い日まで大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助事業完了実績報告書を提出すること。 7 補助事業等の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかにその旨を市長に報告すること。

大 第 号
年 月 日

大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	
ブロック塀等の所在地	大津市
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大 第 号
年 月 日

大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助金交付決定取消通知書

様

大津市長 

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
ブロック塀等の所在地	大津市
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定金額	円
取 消 し を し た 理 由	

大 第 号
年 月 日

大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助金交付決定変更通知書

様

大津市長 

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
ブ ロ ッ ク 塀 等 の 所 在 地	大津市
交 付 決 定 金 額	円
決定内容又はこれに付した 条 件 を 変 更 す る 内 容	
変 更 を し た 理 由	

大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助事業変更承認申請書

(宛先)
大津市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市ブ
ロック塀等の撤去等促進事業費補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第
1 3 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
ブロック塀等の所在地	大津市
変 更 交 付 申 請 金 額	円
補助事業の変更の内容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	交付決定を受けた補助金の交付申請書に添付されている書類のうち、変更が生じる部分の書類一式（変更前後の状況を明示したもの）

年 月 日

大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

(宛先)
大津市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市ブ
ロック塀等の撤去等促進事業費補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交
付規則第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
ブロック塀等の所在地	大津市
既 交 付 決 定 金 額	円
中止（廃止）する理由	
中止（廃止）の年月日	年 月 日
添 付 書 類	

大 第 号
年 月 日

大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助事業変更承認決定通知書

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
ブロック塀等の所在地	大津市
変更した承認内容	
承 認 年 月 日	年 月 日

大第号
年 月 日

大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
ブロック塀等の所在地	大津市
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

大 第 号
年 月 日

大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助事業変更承認棄却（却下）決定通知書

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 13 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
ブロック塀等の所在地	大津市
補助事業の変更の内容	
承認しないことと決定した理由	

大 第 号
年 月 日

大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
ブロック塀等の所在地	大津市
承認しないことと決定した理由	

大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助事業実績報告書

(宛先)
大津市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市ブ
ロック塀等の撤去等促進事業費補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第 1 4 条
の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
ブロック塀等の所在地	大津市
補助事業の着手年月日 及 び 完 了 年 月 日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補助金の既交付金額	円
補助事業の経費精算額 （ 補 助 対 象 金 額 ）	円
添 付 資 料	(1) 着工前及び工事完了後の全景写真及び施工中の写真 (2) 撤去等に係る工事の施工者との間で締結した契約書等の写し (3) 撤去等に係る施工者が発行した領収書の写し (4) 撤去等したブロック塀等の高さ及び仕様を示した概要図等 (5) その他市長が必要と認める書類

大 第 号
年 月 日

大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助金確定通知書

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助事業について、次のとおり大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第 1 5 条の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
ブロック塀等の所在地	大津市
補助事業の経費精算額 （ 補 助 対 象 金 額 ）	円
交 付 確 定 金 額	円

年 月 日

大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助金交付請求書

(宛先)
大津市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の確定のあった大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度		年 度
補 助 事 業 の 名 称		
ブロック塀等の所在地		大津市
交 付 確 定 金 額		円
交 付 請 求 金 額		円
振 込 先 金融機関	金融機関名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号	普通・当座
	フリガナ 口 座 名 義	
添 付 書 類		・ 補助金の振込先（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人）が明記された書面の写し

大 第 号
年 月 日

大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助金交付取消通知書

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 1 9 条第 4 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
ブロック塀等の所在地	大津市
交付決定（確定）金額	円
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

大 第 号
年 月 日

大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助金返還通知書

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市ブロック塀等の撤去等促進事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第 20 条第 1 項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
ブロック塀等の所在地	大津市
交 付 決 定 金 額	円
補助金の既交付金額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

（注）別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第 19 条第 1 項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期日までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。